

済生会湘南苑

無料低額介護老人保健施設利用事業のご案内

【 無料低額介護老人保健施設事業 】

社会福祉法第2条3項第10号の規定に基づき、経済的理由により施設入所することが困難な方々に対して、安心して良質なサービスを受けていただくために、施設利用料等を無料又は低額でご利用していただく事業です。

1. 利用料の減免を受けることができる方は

介護老人保健施設に入所を希望している方で、経済的理由（生活保護を受けている、非課税世帯など）により施設利用料の支払いが困難な方。

- ① 生活保護を受けている方
- ② 生活保護の対象外で、親族による経済的支援を受ける事が困難な方 等

2. 費用の減免額について

上記②のうち、無料又は介護施設サービス費に要した費用（食費・居住費・室料差額・日用品費等を含む）の10%以上を減免します。

3. 申請に必要なもの

- ①本人および世帯全体の収入等がわかるもの
（市県民税所得課税証明書・公的年金等の源泉徴収票・給与明細・通帳の写しなど）
- ②印鑑

4. 減免を受けるためには

施設の支援相談員等にご相談ください。

<お問合せ先>

介護老人保健施設 社会福祉法人^{恩賜}済生会湘南苑^{財団}

〒254-0046 神奈川県平塚市立野町37-1

（TEL） 0463-35-5780（代）

受付時間 平日 9：00～17：15